

○豊島区入札・契約制度検討委員会設置要綱

平成19年4月1日

総務部長決定

(設置)

第1条 豊島区の公共工事及び物品購入等にかかる入札・契約事務手続き及び制度について、調査、検討を行うため、豊島区入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 入札、契約制度の改善に関すること（豊島区総合評価競争入札推進委員会設置要綱第2条を除く）。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、豊島区指名業者選定委員会にある者をもって構成する。

- 2 委員長は委員会を代表し、その会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が必要であると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させることができる。

(部会)

第5条 委員会は、第2条に掲げる事項を効率的に検討するため、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会長は、委員の中から、部会員は関係職員の中から委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を主宰する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 5 部会は委員会から付託された事項について、調査・検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(報告)

第6条 委員長は、所掌事項について検討した結果を、区長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

1 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。